

労使関係の基本に関する労働協約

国立大学法人静岡大学(以下「甲」という。)と静岡大学教職員組合(以下「乙」という。)は、労働組合活動の権利の保障、労使慣行の尊重等労使関係の基本事項について、次のとおり締結する。

(目的)

第1条 甲と乙は、永年にわたり築いてきた良好な労使関係を引き続き維持する。

(良好な労使関係の基本原則)

第2条 甲は、昭和46年12月3日学長が乙に確約した次の三原則の趣旨を、今後も引き続き尊重する。

一 学長は、乙の活動に対し、弾圧、干渉しないことを確約する。

二 学長は、乙の組合活動は言うまでもなく、教職員の学内における諸活動に対しては、監視など基本的人権の侵害にわたる行為をしないことを確約する。

三 学長は、権力による大学の自治の侵害に反対し、大学の民主的運営を図ることを確約する。

2 前項に基づき、甲は、乙の組合活動の自由を保障するとともに、その組合員が組合活動を行ったことを理由に不利益な取扱いを行ってはならない。

3 甲と乙は、労働組合法及び労働基準法(以下「労基法」という。)の精神に基づき、労使対等の原則により、交渉等を通じて労働条件、労使関係に関わる諸問題を話し合い、適切な労働条件を構築すべく努力する責務を負う。

4 甲と乙は、労基法第1条第2項の規定により、労基法の基準を理由として労働条件を低下させてはならない。

5 甲と乙は、労基法第2条第2項の規定により、労働協約、就業規則及び労働契約を遵守し、誠実にその義務を履行しなければならない。

6 甲は、労使間の慣行を尊重するものとする。

(協約の優先)

第3条 甲と乙が締結した労働協約は、就業規則に優先する。

附 則

第1条 本協約各条項の実施に当たり必要な事項については、甲と乙の協議に基づき、別に覚書きを締結する。

第2条 本協約及び覚書きを変更する場合は、甲と乙との協議によるものとする。

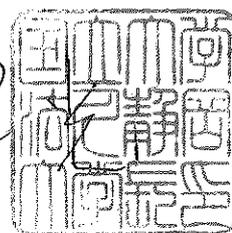
第3条 本協約の有効期間は、平成16年8月30日から平成17年8月29日までとする。

2 本協約の有効期間終了時に、いずれか一方から労働協約改定の申立がない場合は、本協約は自動的に1年更新する。

平成16年8月30日

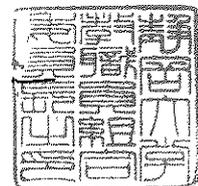
国立大学法人静岡大学 学 長

天岸祥



静岡大学教職員組合 執行委員長

鳥畑 稔



組合活動に関する労働協約

国立大学法人静岡大学(以下「甲」という。)と静岡大学教職員組合(以下「乙」という。)は、乙の組合活動について、次のとおり締結する。

(就業時間中の有給の組合活動)

第1条 甲は、次の各号のいずれかに該当する場合には、就業時間中の乙の組合活動を認める。

- 一 団体交渉、その他甲と乙との間で行う全ての協議に出席するとき。
- 二 組合規約に定める大会、代表委員会、執行委員会、会計監査委員会及び選挙管理委員会に出席するとき。
- 三 その他、甲と乙との間の協議により正当な組合活動と認められたもの。

(チェック・オフ)

第2条 甲は、組合員の毎月の賃金から組合費を控除し、当月17日までに乙に渡す。

2 乙は、組合費を徴収すべき組合員に変更があったときは、毎月5日までに甲に通知する。

3 第1項の実施に要する費用は、甲が負担する。ただし、組合費振込手数料は、乙が負担する。

(便宜供与)

第3条 甲は乙に対し、次の各号に定める便宜を供与する。

- 一 甲は、乙の申し出により、適当な場所を組合事務所として無償で貸与する。
- 二 甲は、乙の申し出により、乙専用の掲示板を適当な場所に貸与する。
- 三 甲は、乙の申し出により、甲の正常な業務に支障がない限り、組合活動のため甲の施設を使用することを認める。

(組合専従者)

第4条 甲は、乙が組合員300名あたり1名の割合で組合専従者を置くことを認める。

2 専従期間は、原則として1年以内とする。ただし、やむを得ないと認められる事情がある場合には、2年を超えない期間で更新することがある。

3 専従期間については、甲と乙があらかじめ協議する。

(組合専従者の取扱い)

第5条 組合専従者に対する甲の取扱いは次によるものとし、甲は専従者であったことを理由に不利益な取扱いをしてはならない。

- 一 専従期間は休職扱いとするが、勤続年数には通算する。
- 二 専従期間中、賃金その他の給与は支払わない。ただし、退職金については一般組合員と同様とする。
- 三 専従期間中、昇給及び昇格は行わない。ただし、専従期間中に一般組合員に昇給が行われたときは、復帰後組合員の平均額を基準として臨時に昇給を行う。

四 福利厚生施設の利用については、一般組合員と同様とする。

五 社会保険の事業主負担分については、甲は負担しない。ただし、事務手続は申し出があれば甲がこれを代行する。

六 就業規則その他学内諸規則の適用については、専従者であることにより適用できない部分を除き、一般組合員と同様とする。

七 専従を辞めたときは現職に復帰させる。ただし、業務の運営上やむを得ない場合は、甲が乙と協議のうえ、現職と同等の職に就かせる。

(文書配布の自由)

第6条 乙は大学構内及び施設内において組合活動に必要なパンフレット、新聞、情報誌等を配布することができる。

(政治活動等の自由)

第7条 乙は、組合員の生活と権利を保障するために必要な程度において政治活動を行うことができる。ただし、正当かつ合理的な理由がない限り、当該政治活動を行うことによって甲の正常な業務を妨害してはならない。

2 乙は、社会公共の利益に資することを目的に、組合活動以外の社会活動を行うことができる。ただし、正当かつ合理的な理由がない限り、当該社会活動を行うことによって甲の正常な業務を妨害してはならない。

附 則

第1条 本協約各条項の実施に当たり必要な事項については、甲と乙の協議に基づき、別に覚書きを締結する。

第2条 本協約及び覚書きを変更する場合は、甲と乙との協議によるものとする。

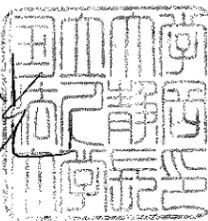
第3条 本協約の有効期間は、平成16年8月30日から平成17年8月29日までとする。

2 本協約の有効期間終了時に、いずれか一方から労働協約改定の申立がない場合は、本協約は自動的に1年更新する。

平成16年8月30日

国立大学法人静岡大学 学 長

天行祥



静岡大学教職員組合 執行委員長

鳥畑 眞



団体交渉に関する労働協約

国立大学法人静岡大学(以下「甲」という。)と静岡大学教職員組合(以下「乙」という。)は、団体交渉に関する事項について、次のとおり締結する。

(交渉委員)

第1条 団体交渉の交渉委員は、甲及び乙が任意に選出して、事前にそれぞれ相手方に通知する。交渉の途中において変更するときも同様とする。

2 甲の交渉委員は、学長を含む役員及び課長相当以上の役職者とする。

3 乙の交渉委員は、執行委員長を含む組合役員及び組合の代表者又は組合の委任を受けた者とする。

4 乙は、部局固有の問題で部局長に処理権限が委ねられている事項に関し、支部交渉を行うことができる。部局における甲の交渉委員は、部局の長及び事務長相当以上の役職者とし、部局における乙の交渉委員は、前項の役員又は支部長を含む支部役員及び乙の委任を受けた者とする。

(交渉事項)

第2条 団体交渉の対象となる事項は、組合員の雇用と労働条件に関する一切の事項とする。

(交渉手続)

第3条 団体交渉の手続は、次の各号による。

一 団体交渉の申入れは、その都度文書をもって、事前に議題、日時及び場所を相手方に通告して行う。

二 団体交渉において協約として締結する事項は、書面を2通作成し、甲及び乙の協約締結権限を有する者が記名押印の上、甲乙が各1通を保管する。

三 団体交渉は、原則として公開で行い、傍聴を認める。ただし、傍聴者の人数については、合理的な範囲内でその都度甲乙で協議する。

四 甲又は乙は、当事者のいずれか一方から団体交渉開催の申入れがあった場合は、正当な理由なくこれを拒むことができない。交渉に際しては、双方誠意と秩序をもって解決にあたるよう努力する。

(情報提供)

第4条 甲は、労働条件に関する諸規則の制定改廃をした場合は、文書をもって乙に情報提供するものとする。

2 乙は、次の各号のいずれかに該当する場合は、文書をもって甲に情報提供するものとする。

一 規約を制定改廃した場合

二 組合役員の氏名

三 上部、外部団体に加入、脱退した場合

四 組合員が上部、外部団体の役職に就任、退任した場合

五 組合より除名し、又は脱退した者の氏名

第5条 甲は、大学運営に関して組合員の雇用・労働条件に甚大な影響を及ぼす事項については、あらかじめ乙との団体交渉等に努めるものとする。

附 則

第1条 本協約各条項の実施に当たり必要な事項については、甲と乙の協議に基づき別に覚書を締結する。

第2条 本協約及び覚書を変更する場合は、甲と乙との協議によるものとする。

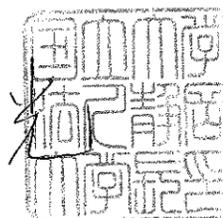
第3条 本協約の有効期間は、平成16年8月30日から平成17年8月29日までとする。

2 本協約の有効期間終了時に、いずれか一方から労働協約改定の申立がない場合は、本協約は自動的に1年更新する。

平成16年8月30日

国立大学法人静岡大学 学 長

天岸祥



静岡大学教職員組合 執行委員長

鳥畑 眞

